

1940年代、日本石炭産業の労働事情と 「朝鮮人労働者移入」の事例

——佐賀県の西杵炭鉱を中心として——

長野 暹・金 旻 榮

本稿について

日本が行った朝鮮の植民地支配のことが、いま大きく取りあげられている。他民族を支配する民族は自由でありえない、とされるが、まさしく日本の植民地支配期には日本は極度の抑圧態勢にあった。それだけに植民地化された朝鮮の人々が受けた苦悩は測り知れないものがある。過去を正確に見つめることは、将来の正しい展望をうちたてるために欠かせないことである。

日本が犯した植民地支配の実相を解明することはいま肝要なことになっている。

「朝鮮人強制移動問題」を一貫して検討してきた金旻榮氏が、本稿では1940年代の日本石炭産業の労働事情の分析とそれに基づく具体的分析として佐賀県の西杵炭鉱における「朝鮮人労働者移入」について分析している。

戦時中の石炭産業資料は意識的に煙滅されたとされている。このような中で残存した数少ない資料を通じて1940年代の「朝鮮人労働者移入」問題が分析された意義は大きい。このような作業の積み重ねによって、「朝鮮人労働者移入」問題を明らかにし、更には日本の植民地支配の実相を鮮明にしてゆくことが今後一層必要であろう。

(長野 暹)

目次

- I. はじめに
- II. 本資料について
- III. 石炭産業の労働事情と西杵炭鉱の「朝鮮人労働者移入」
 1. 1940年代、日本石炭産業の労働事情

2. 西杵炭鉱における「朝鮮人労働者移入」の事例

1) 西杵炭鉱の労働状況

2) 西杵炭鉱における「朝鮮人労働者移入」

IV むすびにかえて

I はじめに

1940年代における日本石炭産業の労働事情を、朝鮮人労働者の移入問題と関連させていえば、「朝鮮人労働者の移入経費の上昇」、「契約満期者の帰鮮」等の状況は、当時の朝鮮内の相対的過剰人口の枯渇との相互作用によって、それまで朝鮮人労働者の移入を中心にしてきた労働力の充足をいっそう難しくした¹⁾。

この対策として、給与増額の検討、日曜日廃止、労務対策の刷新などの労働強化、移入朝鮮人に対する家族手当の支給の検討、満期者に対する「定着の勧奨」等が論議された²⁾。また朝鮮人労働者の移入史でもっとも重要な「官斡旋」方式から「徴用」方式への政策変化も注目すべきであろう³⁾。

しかし1940年代の日本石炭産業の労働事情については、これまであまり検討されなかった。特に「朝鮮人労働者の集団移入」の問題と関連させて、1940年代の日本石炭産業の労働事情が検討されたのは皆無ではないと思われる。

佐賀県内で閉山が最も遅かった明治鉱業(株)の西杵炭鉱は、1943年から1944年までの2回にかけて138人の朝鮮人労働者を「集団移入」している⁴⁾。

しかし佐賀県における戦前の「朝鮮人労働者移入」の問題については、あまり検討されてなかった⁵⁾。朝鮮人労働者の移入関係の資料の発掘及び既存資料の検討、分析、実体の解明など地域史の見直しと関連して、課題がたくさん残っている。

したがって、本稿では佐賀県の西杵炭鉱の経営資料を中心として、1940年代の日本石炭産業の労働事情と佐賀県の西杵炭鉱における「朝鮮人労働者移入」の事例について検討してみたい。

他方、1940年代の石炭産業の労働事情と関連して石炭統制及び労働力の統制史の側面で「石炭鉱業聯合会」が1942年から「石炭統制会」に変化していく

1940年代、日本石炭産業の労働事情と「朝鮮人労働者移入」の事例過程の問題も一つの研究テーマであるが、それについての本格的な比較分析はこれからの課題にしておきたい。

- 1) これについて、詳しいのは本稿のⅢ-1を参考してほしい。
- 2) 注1)と同様。
- 3) 戦前の「朝鮮人労働者移入」、つまり「強制連行」の方式については、「募集」、「官斡旋」、「徴用」の方式であると言われている。「募集」方式は1939年7月28日の内務、厚生両次官からの通牒により同年9月から始まり、関係法令などは「朝鮮人労働者内地移住ニ関スル件」、「朝鮮人労働者募集要綱」、「朝鮮人労働者移住ニ関スル事務取扱手続」、「朝鮮職業紹介令」である。「官斡旋」方式は1942年2月13日の閣議決定によって始まり、関係法令などは「朝鮮人労働者活用ニ関スル方策」、「朝鮮人内地移住斡旋要綱」である。「徴用」方式は1944年8月の閣議決定により同年9月から始まり、関係法令などは「半島人労働者ノ移入ニ関スル件」、「国民徴用令」である。このような強制連行の方式の変化過程については今後の課題にしておきたい。
- 4) これについて、詳しいのは本稿のⅢ-2-2を参考してほしい。
- 5) 戦前の佐賀県における朝鮮人労働者の強制連行・強制労働については、いままであまり研究されなかったが、長野暹・坪内安衛編『石炭史-佐賀県石炭資料(文書・文献編)-』(佐賀県、1986年)の「戦時中の石炭産業を支えた韓国人労働者」の記述部分は、戦前佐賀県の朝鮮人強制連行、地域史の見直しと関連して大きな意味があると思われる(同154-156頁)。この問題については、拙稿「戦前、佐賀県における朝鮮人労働者の強制連行・強制労働」(佐賀大学『地域経済センター年報』第3号、1992年3月)を参考してほしい。

II 本資料について

本稿が基にした資料は戦前の佐賀県西杵炭鉱の経営庶務資料の一つである。資料は次のとおりである¹⁾。

- (イ) 「昭和十九年定期報告石炭統制会関係書類」(A-b-33)
- (ロ) 「昭和十九年石炭統制会関係書類(其ノニ)」(A-b-32)

これらの資料は1944年度の「石炭統制会」の関係書類で、1940年代の石炭産業の事情、特に労働事情及び西杵炭鉱における「朝鮮人労働者集団移入」の事情などがよくわかる。

特に(イ)の資料には1942年から1944年までの西杵炭鉱の労働状況及び「朝鮮人労働者移入」関係の統計を含んでおり、(ロ)の資料を通じては1940年代の石

炭産業の事情、特に労働事情がわかる。

これらは「石炭統制会」の関係資料であるが²⁾、佐賀県、九州内に限らず全国的な資料なので、1940年代の日本石炭産業の労働事情と関連して、問題の全体像の解明がいつそう鮮明になると考えられる。

したがって、本稿ではこれらの経営庶務資料を中心として、1940年代の日本石炭産業の労働事情および佐賀県の西杵炭鉱における「朝鮮人労働者集団移入」の事例について試論的に分析してみたい。

- 1) 現佐賀大学経済学部架蔵。資料の解説については、長野遼・坪内安衛編、上掲書を参照。
- 2) 日本の石炭産業における統制会方式は、日本の戦争経済全体の深刻化から生まれたものであり、従来の自治的統制団体の「石炭鉱業聯合会」が1941年以後「石炭統制会」に変わる（石炭統制会の統制規定の告示は1942年2月20日である）。その設立事情については『石炭国家統制史』に次のように書いている。「炭価、配炭の面では、既に日本石炭の一元的統制下にあるとはいえ、生産上の統制に裏づけられないと、炭価統制も崩れさるおそれがある。そこで、石炭鉱業者を強制的に加入させて、生産上の諸条件を調える統制機構が、石炭業においても必要であった。しかも、国家の計画にしたがって生産から配炭までを掌握しうる機構として一元化しなければ、石炭統制の実はあがらないので、生産業者から日本石炭までを傘下にした協力的なものでなければならない。」（北海道炭鉱汽船株式会社『石炭国家統制史』（日本経済研究所、昭和33年）。同書301-347頁を参考してほしい）。また従来の「石炭鉱業聯合会」と「石炭統制会」との統制方式及びその変化過程の分析は今後の課題にしておきたい。

III 石炭産業の労働事情と西杵炭鉱の「朝鮮人労働者移入」

1. 1940年代、日本石炭産業の労働事情

1940年代の日本石炭産業の労働事情を、朝鮮人労働者の移入と関連させていえば、「朝鮮人労働者の移入経費の上昇」、「契約満期者の帰鮮」等の現状は、朝鮮内の相対的過剰人口の枯渇との相互作用によって、それまで朝鮮人労働者の移入を中心にしてきた労働力の充足をいつそう難しくした。

このような状況の対策として、給与の増額、日曜日の廃止、労務対策の刷新などの労働強化、移入朝鮮人に対する家族手当の支給、満期者に対する「定

1940年代、日本石炭産業の労働事情と「朝鮮人労働者移入」の事例
着の勸奨」等が論議された。しかし朝鮮人労働者の移入史のなかでもっと重
要なことは、それまでの「官斡旋」方式から「徴用」方式への政策変化であ
らう。

ここではこのような基本的な時代状況の認識に基して、1940年代の日本石
炭産業の労働事情を佐賀県の西杵炭鉱の関係資料を中心に検討してみたい。

まず次の資料を通じて¹⁾、朝鮮人労働者の移入経費の上昇に直面した日本
の石炭産業が朝鮮労務協会に対する交付金を増額したのがわかる²⁾。

厚生省勤労局長

石炭統制会労務部長殿

朝鮮労務協会ニ対スル交付金増額ニ関スル件

国民動員実施計画ニ基ク朝鮮人労働者ノ内地移入ニ関シテハ従来之ガ斡
旋ニ要スル経費トシテ引継労働者（但シ渡航査証不合格等ノ結果移入不
能トナリタル者ヲ除ク）一人当十一円ノ割合ヲ以テ関係産業統制団体若
ハ事業主ヨリ朝鮮労務協会ニ対シ醸出セシメ来リタル処昭和十七年
（1942年一引用者）二月二十三日職発第一三五号通牒参照今般諸経費昂
騰ノ関係モアリ特ニ最近鮮内労働事情逼迫ノ折柄第一線労働者供出機能強
化ニ依リ労働者供出ノ円滑ナル運行ニ資スル目的ヲ以テ右（上一引用者）
斡旋経費ヲ引継労働者一人当一六円ニ増額致度旨要請越候ニ付テハ事情
已ムヲ得ザルモノト認メ之ヲ諒承決定致候条御了知相成度
追而本件増額ハ本年四月一日以降ノ供出分トシテ朝鮮総督府ニ於テ割当
テタルモノヨリ之ヲ実施可致ニ付併セテ御了知有成度

つまり1944年2月7日、厚生省勤労局長は石炭統制会労務部長宛の「朝鮮労
務協会ニ対スル交付金増額ニ関する件」という通牒を発している。周知のと
おり1938年の国家総動員法の成立以来、「国民動員実施計画」による朝鮮人労働
者の「移入」に関しては、斡旋の経費として引継労働者一人当り11円を関
係産業統制団体或いは事業主より朝鮮労務協会に醸出してきた。しかし諸経
費の昂騰、特に当時の朝鮮内の労働事情の逼迫などによって、いわば「第一
線労働者供出機能強化ニ依リ労働者供出ノ円滑ナル運行ニ資スル目的」に、斡
旋経費を引継労働者一人当り16円に増額するようになる。

このような通牒以後、石炭統制会は次のようにその値上額の減額のため各

統制会と協議、折衝するが³⁾、通牒通り一人当り16円に朝鮮労務協会費を増額するようになる。ただその適用対象は1944年4月1日以降の供出分で朝鮮総督府から割当てられた分にするように変更される。

石炭統制会労務部長

明治鉱業株式会社
西杵鉱業所長 殿

朝鮮労務協会費値上ニ関スル件

標記ノ件厚生省勤労局長ヨリ別紙写ノ通り通牒有之タル処朝鮮人労務者ノ移入経費ニ関シテハ近年何カト相当嵩ミ居ル際ニ付各統制会トモ協議ノ上之ガ値上額ノ減額方ニ付関係官庁ニ折衝重ネタルガ種々ノ事情上已ムヲ得ザルモノ有之通牒通り一人当り十六円ヲ以テ十九年度第一、四半期割当分ヨリ実施ノコト、相成タルニ付左様御諒承願上候尚右(上一引用者)実施期日ハ別紙通牒に於テハ十九年(1944年一引用者)四月以降供出分(十八年割当モ含ム一ママ)ヨリト相成居ルモ三月二十三日厚生省、総督府両当局者ノ当地ニ於ケル折衝ノ結果十九年度第一、四半期割当分ヨリニ変更セラレタルニ付併セテ御承知相成度右不取敢御通知申上候

敬具

このような状態で石炭統制会福岡支部は、次の資料からわかるように⁴⁾、1944年4月以降の移入朝鮮人労務者の「定着」に関する公文を発する。

石炭統制会福岡支部長

権者会員炭碓
碓業所(炭碓)長
北九州石炭統制組合理事長
西九州石炭統制組合理事長
山口石炭統制組合理事長 殿

本年(1944年一引用者)四月以降移入朝鮮人労務者ノ定着ニ関スル件本年四月以降満期退山ノ移入朝鮮人労務者ノ定着如何ハ刻下ノ重要問題ニ有之候処右(上一引用者)ニ関シテハ既ニ家族呼寄ヲ緩和スル旨ノ閣議決定有之之ニ基キニケ年以上定着ヲ希望シタルモノニ対シテハ入所後

1940年代、日本石炭産業の労働事情と「朝鮮人労働者移入」の事例

六ヶ月以上経過シタル後家族呼寄せヲ許可スルコトニ内定致居候ニ付監督局ヨリ追テ正式ノ通牒可有之ト存候

就テハ右（上一引用者）御含ミノ上極力定着ニ御努力相成度候也

追テ北海道各炭砒ニ於テハ朝鮮現地ノ家族ニ呼びカケ家族ヨリ逆ニ移入労働者ニ対シ定着稼働方ヲ懲慝スルコトト致居り候処右（上一引用者）ハ極メテ有効ナル定着方法ト被存候ニ付貴砒ニ於テモ朝鮮ノ出身地家族ニ対シ適当ナル方法ヲ以テ諒解ヲ求ムルコト肝要カト存候為念つまり1944年4月以降の満期退山の移入朝鮮人労働者の「定着」如何は、「刻下ノ重要問題」で、既に閣議決定があったように、家族呼寄せを緩和するようになったとしている。要するに2ヶ年以上の「定着」を希望する移入朝鮮人労働者に対しては、入所後6ヶ月以上経過した後家族呼寄せを許可するようになる。また北海道の各炭砒の事例のように、朝鮮現地の家族に呼びかけ、家族より移入労働者に対し「定着稼働ヲ懲慝」する方法は極めて有効な方法だとしている。

朝鮮人労働者の「定着」については、以後労務協議で重点的に論議される。これについては1944年3月11日の「労務協議録送付ノ件」を通じてその事情がわかる。

当時の協議事項は、「勤労報国隊ノ期間延長ニ関スル件」、「移入朝鮮人労働者定着ニ関スル件」「技能鉦員養成訓練ニ関スル件」、女子勤労挺身隊および学徒勤労報国隊の取扱問題などである⁵⁾。つまり勤労報国隊、移入朝鮮人労働者、女子勤労挺身隊、学徒勤労報国隊などの労働力動員と共に、勤労報国隊の動員期間の延長、移入朝鮮人労働者に対する「定着」強制、技能鉦員養成訓練などが検討されているその当時の労働政策の状況がわかる。

そのうち、特に移入朝鮮人労働者の「定着」については、次のとおりである⁶⁾。

特ニ四月以降ノ満期帰郷予定者数ハ相当多数ニシテ之ガ定着如何ハ石炭確保上ノ重大問題ナルヲ以テソノ対策ニ付協議セル結果次ノ事項ヲ当局ニ要望スルコトトセリ

1. 定着ニ関シ朝鮮現地側ノ強力ナル協力ヲ求ムルコト

例ヘバ現地郡、面ノ官庁ヨリ出身者の父兄ニ対シ定着ニ同意方ヲ極

力勸奨シ要スレバ父兄ヨリ本人ニ対シ是非定着稼働スル様勸奨ノ手紙ヲ出サシムルガ如シ

コノ場合業者側ニ於テモ係員ヲ派遣シ之ニ協力スレバ極メテ有効ナルコト

三井山野ノ例ニヨリテ明ナリ

右（上一引用者）協力方法要請ノ為監督局，統制会ヨリ総督府，主要道ニ係官，職員ヲ派遣スルコト

2. 満期帰郷予定者ニシテ契約期間ノ延期ヲ承諾セルモノニ付テハ一時帰鮮ヲ認め成可ク集团的ニ引率帰郷セシムルコトトシ，出身郡面ハ之ガ離散防止ニ付協力スルコト

つまり1944年4月以降の満期帰郷予定者数が多数で，彼らの「定着」如何は「石炭確保上ノ重大問題」だとし，その対策について協議した結果，「定着」に関して「朝鮮現地側ノ強力ナル協力」および契約期間の延期を承諾した労働者に限して「一時帰鮮」を認め，なるべく集团的に「引率帰郷」し，また出身郡面に彼らの「離散防止」について「協力」を要望している。特に「朝鮮現地側ノ強力ナル協力」の具体方案としては，朝鮮現地の郡，面の官庁より出身者の父兄に対して移入労働者の「定着」を「勸奨」するようにし，会社も係員を派遣するようにしている。例えば三井山野のように協力要請のために，監督局，石炭統制会より総督府，主要道に係官，職員を派遣することが要望されている。

例えば当時の西杵炭鉱の「移入朝鮮人労働者定着指導結果」については，**【表1】**を通じてその状況がわかる。西杵炭鉱は1943年の11月14日，忠清南

【表1】 移入朝鮮人労働者定着指導結果報告 (昭和19年5月末日現在調)

移入年月日	出身道	移入人員	満期者数	指導前ニ定着確定ノモノ	指導後ニ定着確定ノモノ	同 左 計		定着セザルモノ		定着者延期間				
						人員	満期者数トノ%	人員	満期者数トノ%	六ヶ月	一ケ年	一ケ年半	二ケ年	計
18. 11. 14	慶尚南道	98	—	97	94	94	—	4	—	—				
19. 4. 30	忠清南道	40		40	40	40	—	0	—					

資料：資料A-b-32-160より。

1940年代、日本石炭産業の労働事情と「朝鮮人労働者移入」の事例
道から98人⁷⁾、1944年の4月30日には同道から40人など計138人の朝鮮人労働
者を移入しているところ、「定着指導」の結果、134人の圧倒的な数字が「定
着」するようになる。

このような「定着勧奨」と同時に、他方では朝鮮現地の残留家族に対する
「適當ナル方法ニヨリ慰問激励」が論議され、次のようにその必要経費につ
いては関係炭砒の負担するよう総督府側から申入がある⁸⁾。

石炭統制会福岡支部長

西杵

権者会員鉱業所（炭砒）長

北九州石炭統制組合理事長

西九州石炭統制組合理事長

山口石炭統制組合理事長

殿

移入朝鮮人労働者定着勧奨費分担ニ関スル件

昭和十九年度ニ於テ満期退山スベキ移入朝鮮人労働者ニ付極力契約期間
延長方ヲ勧奨スルコトハ目下ノ喫緊事トシ本会ニ於テハ関係各省協力ノ
下ニ朝鮮総督府ニ対シ現地官庁ヨリ本人及其ノ家族ニ対シ定着ヲ勧奨ス
ルノ方途ヲ探ラレ度旨折衝中ノ処総督府ニ於テモ右（上一引用者）申入
レヲ諒トシ早速右（上一引用者）措置ヲ採ルベキコトヲ確約致候 然ル
ニ現地官庁トシテハ右定着勧奨ト同時ニ其ノ家族（現地ニ残留セルーマ
マ）ニ対シ適當ナル方法ニヨリ慰問激励ヲナスコト絶対ニ必要ナリトシ
右（上一引用者）必要経費ハ関係炭砒ニ於テ負担相成度キ旨総督府側ヨ
リ申入ニ接シ候

右（上一引用者）ニ関シ関係当局ト種々切衝ノ結果不取敢昭和十九年四
月ヨリ六月マデノ間ニ於テ契約満期トナルベキ労働者全員ニ付左（下
一引用者）記ニヨリ願フコトト相成候ニ付テハ右（上一引用者）事情御諒
承ノ上至急御送金相成度此段及御依頼候也

記

一、金額 昭和十九年四月ヨリ六月迄ニ契約満期トナルベキ者
ニ付一人当金拾円也

但シ貴方ヨリ送付ノ名簿所載数ト一致スルコト

一、送金方法 三菱銀行福岡支店
十七銀行天神町支店 石炭統制会福岡支部特別当座
口

一、納入期日 昭和十九年四月二十三日必着

以上

1944年4月13日調の石炭統制会福岡支部より西杵炭鉱宛の公文書によると、1944年4月から6月までの間に契約満期の労務者全員について、「移入朝鮮人労務者定着勸奨費分担」を要請している。すなわち1944年4月より6月までの契約満期者について、一人当り10円を1944年4月23日まで送金するよう依頼している。

他方1944年12月23日、石炭統制会九州支部から西杵炭鉱宛の「契約満期一時帰鮮朝鮮人労務者ノ復帰取纏メニ関スル件」という公文書では⁹⁾、次のように「労務者復帰取纏メ要領」についての暫定的措置を提示している。

石炭統制会九州支部

権者会員炭鉱
各石炭統制組合 御中

契約満期一時帰鮮朝鮮人労務者ノ復帰取纏メニ関スル件

首題一時帰鮮朝鮮人労務者ハ最近非常ニ増加シ之ガ復帰成績ノ如何ハ労務逼迫ノ折柄増産計画遂行ニ与ヘル影響尠少ナラサルモノ有之ト被存候
処従来ノ成績ヲ見ルニ炭砒側ノ相当ノ努力ニ不拘労務者ノ復帰成績不振
ニシテ至急適切ナル方法ヲ講シテ復帰成績ノ向上ヲ図ル事緊要ナリト存
候

就テハ従来正式ノ労務者復帰取纏メ要領無之ニ付至急正式ノ取纏メ要領
ヲ決定相成様当会本部ニ折衝中ナルモ未タ決定ヲ見サルヲ以テ京城出張
所長ト協議ノ上正式ノ取纏メ要領ノ決定迄暫定的措置トシテ一月分帰鮮
労務者ヨリ左（下一引用者）記要領ニ依リ復帰取纏メヲ実施致ス事ト相
成候ニ付右（上一引用者）御了知ノ上方遺憾無キヲ期セラレ度此段及御
通知候也

尚一時帰鮮労務者ノ取纏メニ付テハ朝鮮側官庁ニ於テモ最近相当ノ熱意
ヲ以テ協力願居候モ直ニ依リテハ未タ協力充分ナラサル向モ有之哉ニ聞

1940年代、日本石炭産業の労働事情と「朝鮮人労働者移入」の事例

及候ニ付斯ル方面ニ対シテハ本会ヨリ中央ヲ通シテ協力方ヲ要望中ニ有之候間炭砒側ニ於テハ左（下一引用者）記要領御熟読ノ上特ニ渡鮮後ノ関係方面ヘノ連絡ヲ密ニサレル様御配意方御願申上候

追而契約満期一時帰鮮朝鮮人労働者ヲ炭砒ニ於テ個人輸送ニ依リ帰鮮セシメル場合モ左（下一引用者）記ニ準シテ御取扱相成度併而御願申上候

つまり1944年末になると、一時的に朝鮮に帰った朝鮮人労働者が非常に増加し、彼らの「復帰成績ノ如何」は労働逼迫の状況で「増産計画遂行」に大きな影響を及ぼし、「復帰成績不振」に対してその向上の方法が要請されている。すなわち正式の取締要領が決定されるまで、暫定的措置として1945年1月分の「帰鮮労働者」に対する取締要領が講究されていた。

次の「契約満期一時帰鮮朝鮮人労働者ノ暫定的復帰取纏メ要領」を通じ¹⁰⁾、その具体的な内容を検討して見よう。1944年度契約満期の一時帰鮮朝鮮人労働者に対する暫定的復帰取締の要領は、輸送計画の通知から輸送申込書の提出、引率関係、警察関係の手續である。

記

一、契約満期一時帰鮮朝鮮人労働者ノ暫定的復帰取纏メ要領

(1) 炭砒ニ於テハ一時帰鮮労働者輸送計画ノ通知ヲ受ケタル時ハ直チニ帰鮮労働者ヲ決定ノ上乘船予定ノ十日前迄ニ当支部必着ニテ別紙様式ニ依リ労働者ノ出身道別、郡別名簿六通及復帰輸送申込書六通（組合炭砒ハ組合ニ七通）ヲ送付スルコト

(イ) 一時帰鮮労働者名簿ハ支部ヨリ左（下一引用者）記宛提出スルコト

記

東亜交通公社福岡事務所 一

〃 門司地方部 一

道駐在員 一

石炭統制会道駐在員 四 道 庁 一

郡 庁 一

警察署 一

(ロ) 復帰輸送申込書ハ支部ニ控一通ヲトリ五通ハ支部ヨリ左
(下一引用者) 記宛提出スルコト
石炭統制会 京城出張所 一

道駐在員 一

道 庁 一

// 道駐在員 四 郡 庁 一

警 察 署 一

- (2) 石炭統制会道駐在員ハ予メ契約満期一時帰鮮朝鮮人労務者名簿及復帰輸送申込書ヲ道庁、郡庁、警察署ニ提出シテ労務者ノ復帰取纏メニ付協力方ヲ要請スルコト
- (3) 引率者ハ渡鮮の際実際ノ帰鮮労務者名簿四通ヲ作成シ現地到着後道駐在員、道庁、郡庁、警察署ヲ訪問シ夫々名簿一通ヲ提出シテ労務者復帰取纏メニ付関係方面ノ協力ヲ要請スルコト尚駐在員不在ノ際ハ名簿ニ依頼状ヲ添付シテ駐在員事務所ニ提出シ置クコト
- (4) 引率ノ責任者ニハ交渉能力アル相当優秀ナル人物ヲ選定派遣スルコト
- (5) 当初提出スベキ一時帰鮮朝鮮人労務者名簿ハ乗船予定人員ヲ記載シ(3)ノ労務者名簿ハ実際ノ乗船人員ヲ記載スルコト
- (6) 警察関係ノ手続ハ従来通別個炭砒ニテ処理スルコト

特にここで注目されることは、東亜交通公社という輸送担当関係の専属機関までできて、移入朝鮮人労働者の輸送を担当し、また関係機関として道駐在員、道庁、郡庁、警察署など、組織が体系化されている点であろう。

他方1944年3月10日石炭統制会福岡支部は、西杵炭鉱宛の「炭砒勤労者ニ対スル給与実施ニ関スル件」を発している¹¹⁾。そのうち次の「炭砒労務者ニ対スル給与増額実施要綱ニ基ク取扱細則」について検討してみよう。

炭砒労務者ニ対スル給与増額実施要綱ニ基ク取扱細則

決戦下ノ今日特ニ多額ノ国費ヲ投ジ炭砒労務者ノ給与ヲ増額セントスル所以ハ炭砒労務者ノ取得ヲ他産業並ニ引上ゲントスルニアルハ勿論ナルモ其ノ根本ノ目的ハ之ニ依リ炭砒労務者ノ定着ヲ促進シ其ノ能率ヲ増進

1940年代、日本石炭産業の労働事情と「朝鮮人労働者移入」の事例

シ以テ現下ノ急務タル石炭増産ノ目的達成ニ資セントスルニアリ 依ツテ之ガ支給ニ当リテハ各炭砒ノ実情ニ即シ最モ有効適切ナル支給ヲ為シ以テ生産飛躍的増強ニ資スルコト肝要ニシテ苟モ千篇一律ノ形式的支給ニ終ラザル様留意スベキナリ

而シテ本手当ノ分配ニ当リテハ特ニ技能鉱員ニハ厚ク又内地鉱員ト半島鉱員トノ均衡ヲ失セザル様留意セラレ度シ

又職員ニ対シテハ下ニ厚ク上ニ薄クノ精神ニヨリ支給スベキコト勿論ナリ

つまり炭砒労働者の給与増額を通じて炭砒労働者の収入を他産業と並びにし、また炭砒労働者の「定着」を促進し、その能率を増進して、石炭増産の目的を達成しようとしている。勿論炭鉱労働者の給与増額の検討は、あくまでも労働強化を通じる「石炭生産の飛躍的増強」のための一環であるといえる。また手当の分配は技能鉱員に厚くにして、日本人鉱員と朝鮮人鉱員との均衡の維持、職員に対しては下厚上薄の精神により支給すべきことだとしている。ここで「日本人鉱員と朝鮮人鉱員トノ均衡の維持」というのは表面的な主張に過ぎないし、もっと重要なことはこのように労働条件の改善を検討せざるをえないほどの労働条件、労働逼迫の状態であったのであろう。

また「炭鉱労働者ノ給与増額」が検討されているが、実際に給与の増額如何は不明であるし、仮に増額されても当時の高インフレの下では名目上の引上に過ぎなかったといえる。

このような「石炭生産の飛躍的増強」のための炭鉱労働者の給与増額の検討とともに、次のように日曜日の休日廃止などを通じる労働強化が強力に検討されている¹²⁾。

石炭統制会福岡支部

権者 会員 炭砒 御中

日曜日休日廃止通知ノ件

拝啓 陳者当支部ニ於テハ既ニ昨冬以来日曜日休日ハ一部交替勤務ヲ実施致候処今回決定ノ決戦非常措置ニ即応三月五日以降日曜日ハ全従業員ノ半数出勤常時業務遂行ヲ図ル事ト致候間右御了承相成度此段及御通知候

敬具

つまり石炭統制会福岡支部は、既に1943年の冬以来日曜日の休日にも部分的に交替勤務を実施していたが、「決戦非常措置」に応じて1944年3月5日の以降には¹³⁾、日曜日にも全従業員の半数が出勤して常時の業務遂行をするようになる。

一方西杵炭鉱は1944年3月12日調の「挙国石炭確保激励期間実施ノ成果ニ関スル件」を石炭統制会の理事長に報告している。そのうち「半島労務者ニ対スル激励慰安ノ対策」は次の通りである¹⁴⁾。

半島労務者ニ対スル激励慰安ノ対策

二月二十一日（1944年—引用者）半島移動演劇団ヲ協和会主催ノ許ニ開催半島労務者ハ勿論内地一般人ニモ好評ヲ博セリ統制会ニ於テ希望炭鉱巡回興行ヲ斡旋願ヒ度

つまり朝鮮人移入労働者に対する激励慰安の対策として、「半島移動演劇団」を協和会の主催に開催している。これは表面的には「激励慰安」であるが、実際には移入朝鮮人労働者に対する「教育」の一環であるといえる。にもかかわらず逃亡者は増えている。次の1943年の12月8日から1944年の1月17日までの「移入半島人労務者移動防止実施要綱」に応じる取締結果表（〔表2〕）を通じて、移動防止を中心にする労務管理の実際がわかる。

これをみると、1943年の12月8日から1944年1月17日までの40余日の間において、佐賀県内外の事業場よりの逃走発見者はそれぞれ17名、21名で、計38名である。発見された主要場所は肥前山口駅と有田駅である。逃走者に対する措置をみると、1名を除いて37名の全員を本来の稼働場所へ返還している。このように本籍地への送還ではなく元稼働場所へ返還しているのを見て、1944年に至って労働力の状況がもっと厳しくなったのがわかる。

このように労働事情の逼迫の状況で石炭統制会九州支部は、「朝鮮人労務者内地送出改善強化案」として、単身赴任の朝鮮人労働者にも家族手当を支給するため、次のように移入朝鮮人労働者の家族数を調査している¹⁵⁾。

石炭統制会九州支部長

西杵炭業所（炭鉱）長
各組合理事長 殿

朝鮮人労務者ノ家族数調ニ関スル件

1940年代、日本石炭産業の労働事情と「朝鮮人労働者移入」の事例

〔表2〕 移入朝鮮人労働者移動防止取締結果表

配置ヶ所名	逃走労働者発見数		計	同 上 措 置			
	県内事業場ヨリ逃走セル者	県外同上		元稼働場所へ返還セルモノ	本籍地へ送還セル者	取調中	其他
佐賀駅	五	二	七	七	〃	〃	〃
多久停留所	二	〃	二	二	〃	〃	〃
四ツ角	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
東唐津駅	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
山本駅	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二里村川東	〃	三	三	三	〃	〃	〃
松浦村	〃	二	二	二	〃	〃	〃
桃川三叉路	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
有田駅	三	一	四	三	〃	〃	一
西川登村	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
日ノ出城	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
肥前山口駅	七	三	一〇	一〇	〃	〃	〃
計	一七	二一	三八	三七	〃	〃	一

(単位:名)

備考:昭和十八年十二月八日より同十九年一月十七日迄ノ取締結果表
資料:資料A―b―32―69より。

朝鮮人労働者内地送出改善強化案ニヨリ単身赴任ノ朝鮮人労働者ニモ家族手当ヲ支給スルコトト相成リ且手当支給ノ基準タル家族数ニ付テハ家族渡航迄一定ノ認定基準ニ依ル事トナリ居ルモ該案ニヨル認定家族数ハ実数ヨリ遙ニ多数トナリ内地労働者ノ待遇トノ間ニ相当ノ懸隔ヲ生シ管理上公平ヲ失スルノ虞アルヲ以テ該案ノ未確定ナルヲ幸ヒ戸籍謄本或ハ警察署長ノ証明ニ依ル実数ヲ以テ家族手当支給ノ基準ト為ス様陳情致度左記ニ依リ貴砦朝鮮人労働者家族数調査ノ上当支部宛ニ通十一月二十五

日迄ニ御報告相煩度

(報告様式省略一引用者)

備考 一、家族数認定基準ハ左(下引用者)記ニ依ル

出勤労働者年齢二十才未満ノ者	扶養家族	一人
二十才以上二十五才未満ノ者	〃	三人
二十五才以上三十才未満ノ者	〃	四人
三十才以上ノ者	〃	五人

二、既往朝鮮人労働者ハ除クコト

三、家族ノ実数ハ戸籍謄本又ハ本人ノ申出ニヨリ可成正確ヲ期スルコト

四、調査ハ十月末現在ニヨルコト

つまり手当支給の基準のために家族数について調査しているが、家族数は実数より遙かに多数になって戸籍謄本或は警察署長の証明の添付を要求している。家族数の認定基準は出勤労働者年齢によって扶養家族を一人から五人まで認めて、調査は10月末現在にしている。また注目されるのは、いわば「既往朝鮮人労働者」を除いている点であろう。

これと関連して、その当時の西杵炭鉱の朝鮮人労働者の家族数調〔表3〕を検討してみよう。徴用及び1944年4月1日以降「官斡旋」による朝鮮人労働者と1944年1月1日以降就業期間を「延長」した朝鮮人労働者は119名で、彼らの家族数は認定基準による家族数が486名、戸籍謄本又は本人の申出による家族数は497名で、移入朝鮮人労働者の一人当たり平均4名の家族を越えている。またここで注目されるのは、西杵炭鉱の労働者の年齢で、計119名の朝鮮人労働者のうち約60%が30才未満である。加えて20才未満の労働者も3名さえいる。

以上1940年代、石炭産業の労働事情を素描してきたが、これからは朝鮮人労働者移入政策が「官斡旋」方式から「徴用」方式に変化していく過程を中心に労働事情を検討してみたい。

まず1943年10月21日の全羅北道内務部及び警察部より各府尹郡守及び警察署長宛の「内地移入朝鮮人労働者斡旋ニ関スル件」という公文を通じて¹⁶⁾、官斡旋段階の事情がわかる。

1940年代、日本石炭産業の労働事情と「朝鮮人労働者移入」の事例

[表 3] 朝鮮人労働者の家族数

(1944年10月末日現在)

区 分	労働者数					家族数	
	20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上	計	認定基準 ニ依ル家 族数	戸籍謄本又 は本人ノ申 出ニ依ル家 族数
徴用及昭和19年4 月1日以降送出セ ラレタル官斡旋ニ 依ル朝鮮人労働者 及昭和19年1月1 日以降就業期間ヲ 延長シタル者	3	32	33	51	119	486	497
其他ノ移入朝鮮人 労働者	—	—	—	—	—	—	—
計	3	32	33	51	119	486	497

資料：資料A - b - 32 - 254より。

全羅北道内務部長

全羅北道警察部長

各 府尹郡守
警察署長 殿

内地移入朝鮮人労働者斡旋ニ関スル件

決戦下生産力ノ飛躍的増強ハ国家ノ絶對的要請ニシテ之ガ成否ヲ決スル
ハ一ニ各種生産部門ニ於ケル所要労働者ノ充足如何ニアルハ言ヲ俟タザ
ル処ナリ然ルニ近時内地移入労働者供出状況ニ徴スルニ其ノ成績漸次低
下シ中ニハ割当数ノ供出不能ノモノ又ハ取纏中、若ハ輸送途中ニ於テ離
散逃走スル者等ヲ生スル向アルハ誠ニ遺憾ニ堪ヘザルトコロニシテ右
(上一引用者)ハ畢竟第一線機関ニ於ケル労働動員諸施策ノ適正ヲ欠キ
徒ニ出動ヲ強制スルニ起因スルモノト認メラルルニ付之ガ斡旋ニ当リテ
ハ左(下一引用者)記ニ依リ取扱ヒ出動労働者ニ対シ就勞其ノ他出動ニ
対スル趣旨ヲ十分徹底セシメ出動労働者ガ真ニ国家ノ要請ヲ理解認識シ
テ希望ニ燃エテ出動スル様特段ノ御留意相成度通廃ス

追而本件ハ来ル十一月前半期分ヨリ実施致度ニ付速急御手配相成度申添フ

それには「決戦下生産力ノ飛躍的増強」は「国家ノ絶對的要請」として、各種生産部門における所要労働者の充足問題が第一の經濟問題になっているところ、特に労働者充足の中心の「内地移入労働者供出の成績」が漸次低下している事情が指摘されている。また「割当数ノ供出不能モノ」、[取纏中、若ハ輸送途中ニ於テ離散逃走スル者]が続出する状況で、「労働動員諸施策」の問題、「出動強制」に基因する諸問題について率直に認定している点は注目すべきである。前記につづいて次のように「出動」上の「留意」事項、すなわち移入手続が列举されている¹⁷⁾。

記

- 一、道ヨリ割当ヲ受ケタル郡ハ直ニ管内労働資源並ニ縁故關係等ヲ考慮シ警察ト緊密ナル連絡ヲ保チ一邑面二〇名（一ケ班トス）ヲ單位トシテ別紙様式（一）ニ依リ夫々邑面ニ割当通知スルト共ニ様式（一）ニ依リ三日以内ニ之ガ割当済報告書ヲ道ニ提出スルモノトス
- 二、斡旋ノ万全ヲ期スル為割当邑面ニ対シ予メ労働者ノ予選ヲ実施スル様日時ヲ決定シ通知スルコト
右（上一引用者）予選ハ郡銓衡三日迄ニ終了スルコト（邑面予選ニハ当該労働補導員ヲ派遣スベキニ付各邑面ヲ巡回シ待ル様日程ヲ決定スルコト補導員ハ概ネ道割当一〇〇名ニ付二名宛トス）
- 三、供出割当ヲ受ケタル邑面ハ駐在所ト連絡ノ上邑面労働資源ヲ基トシ町里洞部落ニ対シ割当ヲ為シ郡決定予選日ニ邑面内適當ノ場所ニ出動労働者集合セシメ割当人員ニ其ノ五割相当数ヲ加ヘタル人員ヲ予選スルコト
此ノ場合ハ邑面、駐在所、労働補導員等ニ於テ就労案内其ノ他出動事項ヲ十分認識セシメ苟モ事実ヲ誇張シ又ハ甘言ヲ弄スルガ如キハ嚴重ニ慎ムコト
- 四、邑面予選ニ於ケル体格検査ハ医師ノ診断ヲ省略スルコト
- 五、府郡ニ於ケル銓衡ハ労働者乗船二日前迄ニ必ズ実施スルコト
- 六、府ニ於テハ府銓衡前予メ邑面ニ準ジ予選ヲ為シ出動労働者ニ対シ就

1940年代、日本石炭産業の労働事情と「朝鮮人労働者移入」の事例
労案内其ノ他ニ付十分認識セシムルコト

七、府邑面労働者予選ニ要スル経費ハ業者ニ於テ負担スルモノトス

(別紙様式省略一引用者)

つまり朝鮮人労働者の移入手続は次のように要約される。すなわち①道の割当を受けた郡は、直に管内労務資源及び縁故関係等を考慮して警察と緊密に連絡して、1邑面当たり20名を1ケ班の単位で各邑面に割当通知をすると共に三日以内に「割当済報告書」を道に提出すること、②斡旋の万全を期するために割当邑面は「労働者ノ予選」を実施(郡銓衡三日前迄)し、邑面予選には当該労務補導員を派遣すること、補導員は道割当100名当たり2名にすること、③供出の割当を受けた邑面は駐在所と連絡の上、邑面労務資源に基して町里部落に対し割当、郡決定予選日に邑面内の適當の場所に「出勤労働者」を集めて割当人員の五割相当数の人員を予選すること¹⁸⁾、④邑面の予選における体格検査は医師の診断を省略すること¹⁹⁾、⑤府郡での銓衡は労働者乗船の2日前まで必ず実施すること、⑥府の銓衡においても予選をし出勤労働者に対し就労案内など十分告知すること、⑦府邑面の労働者予選に要する経費は業者が負担することとしている。

特に斡旋上の指示事項として「労働者ノ道外斡旋ニ関スル件」と「朝鮮労務協会邑面分区設置ニ関スル件」が提示されている。まず「労働者ノ道外斡旋ニ関スル件」は次の通りである²⁰⁾。

指示事項

一、労働者ノ道外斡旋ニ関スル件

戦局ノ現段階ニ於テ戦力増強の根底ヲナス労働ノ強化ハ国家ノ絶對的要請ニシテ労働者ノ供出ハ量ニ於テ質ニ於テ其ノ重要性ハ極度ニ加重シ来リ今後尚多数ノ労働者ノ供出ヲ要請セラルル見込ナルガ労働資源ハ逐年減少セルニ伴ヒ漸次道外ノ出勤ヲ忌避シ或ハ離散逃走スル者増加ノ傾向ニアリ右ハ就労現場ニ於ケル労働管理の不備ニ因ルモノアリト雖モ畢竟スルニ民衆ニ対スル動員指導ノ不徹底ニ基キ認識理解ノ乏シキニ因ルモノト思料セルニ付左(下一引用者)記事項留意ノ上之ガ斡旋ノ万全ヲ期セラレタシ

記

(一) 労務斡旋機構ノ強化

郡邑面労務事務ノ陣営ヲ強化シテ労務行政ノ運営ヲ円滑ニスルト共ニ邑面第一線町里洞部落聯盟ノ自治的活動ヲ促シ国民総力勤勞報國隊並ニ同特別隊ノ指導鍊成ヲ通ジ民衆ヲシテ進ンテ国家ノ動員ニ応スル至誠ヲ涵養スルコト

(二) 宣伝並ニ認識ノ徹底

内地移入労務者ノ斡旋ニ当リテハ本年(1944年—引用者)十月二十二日付「内地移入朝鮮人労務者斡旋ニ関スル件」通牒ニ依リ供出前ニ予メ邑面ニ於テ予選ヲ為シ当該補導員ト一体トナリ就労案内其ノ他の宣伝ニ努ムルト共ニ出勤者ヲシテ十分理解認識シテ進ンテ斡旋ニ応スル様努ムルコト

(三) 出勤労務者ノ班長ノ選定

斡旋労務者ノ班長ハ道労務者指導訓練所終了者ヲ充ツルコトトシ之ガ選定ニ当リテハ一部ノ邑面ニ偏スルカ如キコトナク労務動員計画ニ基キ實際労務者ヲ供出スベキ邑面ヲ単位トシテ最モ優秀ナルモノヲ選定スルコト

(四) 石炭統制会道駐在員ノ設置

本件ニ付テハ十一月六日付ヲ以テ通牒シタルニ付夫々留意ノコトト思料セラルルモ右(上一引用者)ハ石炭要員ノ内地移入ノ円滑ヲ期シ移入労務者ノ質的向上ヲ図ル為設置セラレタルモノニ付之ガ労務者ノ斡旋ニ当リテハ道駐在員ト緊密ナル連絡協調ニ努ムルコト

つまり「戦力増強の根底ヲナス労務ノ強化ハ国家ノ絶対的要請」だとしながら、労務者の供出においてその量と質の両面でその重要性を指摘している。また「労務資源ハ逐年減少セルニ伴ヒ漸次道外ノ出勤ヲ忌避シ或ハ離散逃走スル者増加ノ傾向」の状態で、「就労現場ニ於ケル労務管理ノ徹底」を促しながら次のように留意事項を指示している。要するに労務斡旋機構の強化、宣伝及び認識の徹底、出勤労務者の班長の選定、石炭統制会の道駐在員の設置などを提起している²¹⁾。

その内容を検討してみると、まず労務斡旋機構の強化で、①郡村面労務事

務の「陣営強化」及び労務行政の運営の円滑化，②邑面及び第一線の町里洞部落聯盟の自治的活動の促進，③国民総力勤労報国隊及び同特別隊の「指導鍊成」などが提起されている。次に「出勤労働者」の班長の選定を提起しているが，斡旋労働者の班長は道労務者指導訓練所の終了者のうち，労務動員計画によって実際労働者を「供出」する邑面を単位として最も優秀者を選定するとしている。また「石炭要員」の移入の円滑化，「移入労働者ノ質的向上」のために，石炭統制会の道駐在員の設置を提起している。

最後に次のように朝鮮労務協会の邑面分区の設置を提起している²²⁾。

一、朝鮮労務協会邑面分区設置ニ関スル件

現下国民動員ノ重要性ニ鑑ミ労務協会目的達成ノ促進ヲ図リ益々勤労報国精神ノ昂揚ニ努ムルコト共ニ特ニ郷党出身産業戦士ノ残留家族ノ援護ニカヲ注ギ尚労働者ヲシテ後顧ノ憂ナカラシメ進シテ国家諸重要産業ニ専心従事セシムルノ要切ナルモノアル処現在ノ朝鮮労務協会ハ機構各府郡ニ止マリ為ニ一般ニ其ノ趣旨ノ徹底セザル嫌アルヲ以テ各邑面単位ニ朝鮮労務協会邑面分区ヲ設置シ挙党一致右(上一引用者)目的ノ達成ニ邁進セシメントスルニ付別紙参照萬遺憾ナキヲ期セラレタシ

註

・事業

- (一) 労働者及其ノ家族ノ援護扶助ニ関スル事項
- (二) 労働者ノ指導訓練ニ関スル事項
- (三) 労務資源ノ開拓ニ関スル事項
- (四) 其ノ他必要ナル事項

・内地移住労働者経費ノ分賦方法 (十一円ノ分)

府郡分会 三円

1、宣伝開拓費	八〇銭
2、隊編成費	四〇銭
3、引率旅費	五〇銭
4、雑費	三〇銭
五、一般経費	一円

邑面分区 二円

- 1、取纏並ニ引率旅費 一円
- 2、邑面担任書記 一円

其ノ他省略

つまり「労務協会目的達成ノ促進」及び「勤労報國精神ノ昂揚」、特に「郷党出身産業戦士ノ残留家族ノ援護」のために、朝鮮労務協会の邑面分区の設置を提起している。その具体的な事業内容として、①労務者及び家族の援護扶助、②労務者の指導訓練、③労務資源の開拓などを挙げている。

- 1) 資料 A-b-32-83より。1942年2月23日の通牒の名称は「朝鮮人労務者活用ニ関スル方策」と「朝鮮人内地移住斡旋要綱」である。具体的な内容については後述する。
- 2) 前述したように、1942年2月13日の閣議決定により、朝鮮人強制連行の方式は従来「募集」方式から「官斡旋」方式にかわる。これと共に「徴発業務」を朝鮮総督府内の「朝鮮労務協会」に一元化する。
- 3) 資料 A-b-32-83より。
- 4) 資料 A-b-32-68より。ここで「定着稼働を慫慂」と書いているが、実際は「慫慂」ではなく「定着強制」といえる。
- 5) ここで「勤労報國隊の期間延長」の「延長」と「移入朝鮮人労務者定着」の「定着」という用語の使用について、厳密な比較が必要と思う。すなわち「定着」とはあくまで「日本帝国主義が必要する間まで」の意味が含まれていて、ここで「2年契約」の虚偽性が窺える。つまり次の証言のような状態であったと思われる。
「徴用人というのは書類上では二年間の契約で、徴用するのが建前でした。しかし、私が炭鉱へ徴用されて知ったのは、すでに三年過ぎた者、古くは五年たっても帰してもらえず、働かされている者もありました。書類上は延期、延期となるのでありましようが、日本の戦争が続く限り、炭鉱からは逃げられない仕組みでした。」
(李興燮『アボジがこえた海』葦書房、1987。同書123-4頁)。
- 6) 資料 A-b-32-70より。
- 7) [表] の慶尚南道は忠清南道の誤記である。
- 8) 資料 A-b-32-102より。
- 9) 資料 A-b-32-262より。
- 10) 注9)と同様。
- 11) 資料 A-b-32-70より。
- 12) 資料 A-b-32-67より。
- 13) それは1944年に発したいわば「決戦非常措置15項」で、その内容を紹介すると次のとおりである。「①学徒動員体制の徹底、②国民勤労体制の刷新、③防空体制の強化、④簡素生活徹底の覚悟と食糧配給の改善整備、⑤空地利用の徹底、⑥製造禁止

1940年代、日本石炭産業の労働事情と「朝鮮人労働者移入」の事例

品目の拡大と規格統一の徹底，⑦高給享樂の停止，⑧重点輸送の強化，⑨海運力の刷新強化，⑩平時的又は長期計画的事務及び事業の停止，⑪中央監察事務の地方移譲，⑫裁判検査の迅速化，⑬保有物資の積極的活用，⑭信賞必罰の徹底と査察の強化，⑮官庁休日の縮減と常時執務の態勢を確立」。

- 14) 資料 A-b-32-60より。
- 15) 資料 A-b-32-254より。このように移入朝鮮人労働者に家族手当が支給されたかどうかは不明である。
- 16) 資料 A-b-32-260より。これは、当時朝鮮内の資料があまり残ってないことからして、資料価値が大きいと思われる。
- 17) 注14) と同様。
- 18) これと関連して、「邑面，駐在所，勞務輔導員等ニ於テ就勞案内其ノ他出勤事項ヲ充分認識セシメ苟モ事実ヲ誇張シ又ハ甘言ヲ弄スルガ如キハ嚴重ニ慎ムコト」としているが、実際は事実を誇張し、甘言などが横行したといわれている。
- 19) ここで医師の形式的な診断，労働力不足の深刻化に従う朝鮮人労働者移入手続きの簡素化などが窺える。
- 20) 注16) と同様。
- 21) 注16) と同様。
- 22) 注16) と同様。

2. 西杵炭鉱における「朝鮮人労働者移入」の事例

1) 西杵炭鉱の労働状況

以上1940年代における日本石炭産業の労働事情について検討してきた。次に1940年代、西杵炭鉱の具体的な労働状況及び「朝鮮人労働者移入」の事例について検討してみよう。

まず1940年代の西杵炭鉱の労働状況を検討するまえ、明治鉱業(株)の社史を通じて西杵炭鉱を紹介しておきたい¹⁾。

昭和十三年二月十一日、佐賀県杵島郡北方村に西杵炭硯を開説し、同日鍬入式を行い、五月八日着炭した。その後、杵島本層採掘のため本卸及び連卸の坑道掘進に努めた。

当硯は層厚・炭質ともに良好であるのに加えて、十五年七月には重液選炭法を採用した選炭場を完成し、選炭場から北方駅近くの貨車積込場まで一、七キロメートルの架空策道を設ける等施設を整備し、十六年度か

【表4】 西杵炭鉱労働者の
平均勤続年数

年	月	平均勤続年数
1942年	6月末	1.9年
	12月末	1.8年
1943年	6月末	1.7年
	12月末	2.2年

資料：資料A-b-33の「労務半年報」より再作成。

ら本格的採炭を開始したので、わが社の出炭面に大きなプラスとなった。

つづいて1940年代の西杵炭鉱の労働状況を統計を中心に検討してみよう。次の四つの表は、1942年の6月末、12月末、1943年の6月末、12月末のことで、これらを見てその当時の西杵炭鉱の坑内外の職別「労務員勤続年数」、「鉱夫教育程度」、「労務員職別年齢」および「鉱業所建物棟数及坪数」、

「老幼者数」、「学齢児童」、「労務員貯金」などの状況の変化がわかる。

まず【表4】を通じて平均勤続年数をみると、1942年の6月末には1.9年、12月末には1.8年、1943年の6月末には1.7年などに低くなるが、1943年の12月末になると、2.2年になる。

次に【表5】を通じて坑内外の労働者数の推移をみよう。坑内外の各職をみると、坑内夫は採炭夫、支柱夫、運搬夫、工作夫、機械夫、雑夫などで、

【表5】 坑内外労働者数の推移

(単位：人)

区 分		1942年6月末	1942年12月末	1943年6月末	1943年12月末
坑 内 夫	採炭夫	217(25)	234	285	343
	支柱夫	103(4)	92	86	152
	運搬夫	19(2)	21	19	29
	工作夫	9	9	9	11
	機械夫	37(4)	44	43	36
	雑夫	14(1)	23	10	7
	小計	399(36)	423	452	578
坑 外 夫	選炭夫	69(1)	49	55	53
	運搬夫	28(1)	23	21	23
	機械夫	49(5)	48	51	54
	工作夫	12(2)	15	11	16
	雑夫	72(4)	96	99	109
	小計	222(13)	231	237	255

資料：【表4】と同様。

備考：()ハ応召人ヲ表ス。

1940年代、日本石炭産業の労働事情と「朝鮮人労働者移入」の事例

坑外夫は選炭夫、運搬夫、機械夫、工作夫、雑夫などにわかれている。坑内夫は1942年6月末から1943年12月末まで、それぞれ399名、423名、452名、578名と増加し、坑外夫はそれぞれ222名、231名、237名、255名と増加して、1942年の6月末から1943年の12月末にかけて労働者数の増加は、ほとんど坑内夫の増加であった。そのうちでも1943年の6月末から12月末の間において採炭夫は、285名から343名に増加して注目される。また1942年の6月現在の「労務半年報」には応召軍人が括弧の中に書かれていて、その当時西杵炭鉱における応召状況がわかる。つまり応召者は坑外夫（13人）より坑内夫（36人）の方が多いし、そのうちも採炭夫（25人）が多い。

西杵炭鉱における朝鮮人移入労働者の使用は、前述したように第1次移入分の98名が1943年の11月14日着いた。その数がこの「労務半年報」に反映しているのがわかる。また1943年の6月の「労務半年報」によると、一年未満の採炭夫が129名で、12月末になると218名になって89名が増加し、「鉱夫教育調」をみても、採炭夫のうち尋常小学校卒業以下の人数が18名から108名に増加している。これらをも「労務半年報」に移入朝鮮人の数が含まれているのがわかる（〔表6〕参照）。

〔表7〕を通じて、教育程度及び年齢分布を見ても、尋卒以下、尋卒と中学

〔表6〕 勤続年数および教育程度

区 分	1943年6月末	1943年12月末
採炭夫中 1年未満者	129人	218人
採炭夫中 尋卒以下者	18人	108人

資料：〔表4〕と同様。

〔表7〕 教育程度および年齢分布 (単位：人)

区 分		1943年6月末	1943年12月末
教 育 程 度	尋卒以下	34	116
	尋 卒	285	329
	高 小 卒	362	382
	中学中退	4	1
	中学卒以上	4	6
年 齢 分 布	20歳未満	118	148
	20歳以上	158	188
	30歳以上	208	283
	40歳以上	115	138
	45歳以上	70	48
	50歳以上	20	28

資料：〔表4〕と同様。

中退、中学以上より、高小卒の方が多いし、年齢を見ても全員が20才から39才までの労働者が多い。結局20才から39才までの高小卒程度の学力を持つ採炭夫が中心であることがわかる。そして鉱夫貯金は1943年12月に至ると、これまでは普通貯金、愛国貯金だけであったが、新しく「購入債権」の欄がある²⁾。

特に1943年末の労働者充足状況を見ると、[表 8]のとおりである。まず(A)の「移動状況旬報」をみると、1943年末の西杵炭鉱の在籍労働者は、一般労働者が687名、勤労報国隊が49名、「移入半島人」が97名で、計833名である。そのうち坑内夫が578名で全員男子であり、坑外夫は255名で男女それぞれ173名、82名である。炭鉱の労働力の不足によって1939年から女子労働者の入坑制限も緩和されたが、西杵炭鉱の場合、女子労働者は全員が坑外で働いている。これからわかるように1940年代の半ばになると、石炭産業の労働力構成は女子労働者の坑外労働、勤労報国隊と「移入半島人」の男子労働者の坑内労働が相対的に増加しているのがわかる。

ここで注目されるのは種別欄に「既往半島人」という項目があるが³⁾、西杵炭鉱の場合は「既往半島人」を使わず、朝鮮人移入労働者だけ使っている。特に朝鮮人移入労働者の稼働率は大体100%で注目される。

次に(B)の「入山状況旬報」をみると、勤労報国隊の「入山状況」がわかる。つまり西杵炭鉱は1943年12月22日から1944年1月19日にかけて「勤労報国隊」の50名の割当を受けてそのうち44名が「入山」している。

つづいて(C)の「稼働状況月報」を通じて1943年12月の稼働状況がわかる。西杵炭鉱は1943年の12月、採炭夫344人、その他241人、計585人の坑内夫、265人の坑外夫、合計850人で、平均稼働率は89%である。その結果出炭実績も目標量の14,500トンを超えて15,010トンで、達成率は100.3%である。

一方1943年末の西杵炭鉱の労働者の就業状態はどうであるか。[表 9]からわかるように、採炭作業日数が28日、公休日数が3日である。注目されるのは「死傷病件数」である。死亡事故はないが傷病件数をみると、1943年の12月の1ヶ月だけでも、全体的に坑内の308件、坑外の57件である。これを業務上、業務外に区分してみると、圧倒的に業務外のほうが多い。

またこれを日本人と朝鮮人の国籍別に比較してみよう。前述したように、

1940年代、日本石炭産業の労働事情と「朝鮮人労働者移入」の事例

[表 8] 1943年末現在の労働者充足状況

[A] 稼働状況旬報

(1943年12月21日～31日)

種別	種目		旬末在籍人員	旬中雇入人員	旬中解雇人員	稼働率
	校内外別	男女別				
一般労働者	坑内	男	439	4	4	87
		女				
	坑外	男	166	2		95
		女	82	1		87
季節労働者	坑内	男				
		女				
	坑外	男				
		女				
勤労報国隊	坑内	男	44	40	34	92
		女				
	坑内	男	5	4	10	98
		女				
既往半島人	坑内					
	坑外					
移入半島人	坑内		95			96
	坑外		2			100
華人	坑内					
	坑外					
俘虜	坑内					
	坑外					
計	坑内	男	578	44	38	88
		女				
	坑内	男	173	6	10	95
		女	82	1		87
総計			833	51	48	89
旬末所要人員	850	出炭目標	5,500	出炭実績	5,399	

[B] 入山状況旬報

(1943年12月21日～31日)

府県道別	種 別	割当人員	入 山 予定月日	当 旬 入山人員	入 山 者 累 系	退 山 予定月日	備 考
佐 賀	勤 報	50	12.22	44	44	(昭和) 19. 1. 19	

[C] 稼働状況月報

(1943年12月分)

種 目		所要人員	一人一ヶ月 出 炭 高	雇 入 率	解 雇 率	稼 働 率
種 別						
坑内	採炭夫	344	53,563	7%	5%	89
	其ノ他	241	80,736	7%	3%	85
坑 外 夫		265	70,818	2%	2%	90
全 労 務 者		850	21,576	3%	3%	89
出炭目標		14,500吨	世帯住宅余力	0戸		
出炭実績		15,010吨	合 宿 余 力	111人		

資料：資料A-b-33「労務者充足調」より。

記載注意

1. 第[A]表及第[B]表ハ1日ヨリ10日, 11日ヨリ20日, 21日ヨリ月末日ノ各旬ニ付又第[C]表ハ其月分或ハ8月末現在ニ付翌旬又ハ翌月3日迄ニ必ズ報告スルコト
2. 第[A]表ノ月末在籍人員中ニハ応召, 入當, 徴用人員ヲ含マシメザルコト
3. 既往半島人ハ内数トシテ一般労務者中ニ含マシメ括弧ヲ以テ記載スルコト
4. 第[B]表ハ県別, 種別(季節, 勤報, 移入半島人, 華人, 俘虜ノ別, 但シ右ニ該当セザルモノハ其他又ハ其ノ旨ヲ明ニスルコト)毎ニ記載スルコト
5. 割当人員ノ供炭遅延, 不足ノ場合ハ其ノ理由ヲ備考欄ニ明記シ当局等ノ協力ヲ要スルモノニ付テハ其ノ旨ヲ明ニスルコト
6. 労働力ノ充足ニ関シ希望アル場合ハ適當ナル箇所ニ其ノ旨ヲ記載スルコト
7. 本調ハ速報タルト共ニ当局ニ於テ炭硯ノ労働状況ヲ知悉スルヲ目的トスルモノナルニ付十分注意シ記載スルコト

1940年代、日本石炭産業の労働事情と「朝鮮人労働者移入」の事例

〔表 9〕 1943年12月の労働者就業状態

(単位：名)

事項別	日本人・朝鮮人別		日 本 人				朝 鮮 人	計			
	職 別		一 般		短 期						
在籍延人員(A)	採炭夫 (採炭、充頭、仕繰、掘進ヲ含ム)	1	9,414		895		2,660	12,969			
	其ノ他ノ坑内夫	2	2,504					2,504			
	坑外夫	3	6,988		229		58	7,275			
	計	4	18,906		1,124		2,718	22,748			
就業延人員(B)	採炭夫 (採炭、充頭、仕繰、掘進ヲ含ム)	5	6,176		625		1,952	8,753			
	其ノ他ノ坑内夫	6	1,753					1,753			
	坑外夫	7	4,601		132		44	4,777			
	計	8	12,530		757		1,996	15,283			
稼働延工数(C)	採炭夫 (採炭、充頭、仕繰、掘進ヲ含ム)	9	6,176		625		1,952	8,753			
	其ノ他ノ坑内夫	10	2,641					2,641			
	坑外夫	11	5,867		132		44	6,043			
	計	12	14,684		757		1,996	17,437			
採炭作業日数	13	28日									
公休日数	14	3日									
事項別		業務上/外別	業務上	業務外	業務上	業務外	業務上	業務外	業務上	業務外	
死傷病件数(D)	死 亡	坑内									
		坑外	15								
	傷 病	坑内	16	41	155	3	5	2	102	46	262
		坑外		8	41		4	1	3	9	48
	計	坑内	17	41	155	3	5	2	102	46	262
		坑外		8	41		4	1	3	9	48

調 査 注 意

- I 見出符号及番号ハ様式各欄ノ符号及番号ヲ示ス
 - II 労報No 1ノ臨時夫(23)、請負夫(24)ノ分ヲ除クコト
 - III 臨時夫、請負夫ノ分ハ本紙別葉ニ労報No 3-(A)-II「臨時夫、請負夫就業状態調」トシテ作表ノコト
 (A)ハ採炭作業日ニ於ケル在籍人員(長期不業者ヲ除ク)ノ累計
 (B)ハ其ノ月ニ於ケル(公休日ノ分ヲ含ム)就業人員ノ累計
 (C)ハ其ノ月ニ於ケル(公休日ノ分ヲ含ム)稼働工数ノ累計
 16ハ休業一日以上ノモノ
 16ノ傷病者翌月以後ニ於テ死亡セルトキハ傷病トシテ報告セルモノモ死亡トシテ再ビ報告ノコト
 - IV 朝鮮人ノ範圍ハ労報No 1-(A)ニ於ケル(B)ノ計ニ同ジ
- 資料：資料A-b-33「昭和18年12月分労務者就業状態調」より。

[表10] 朝鮮人労働者着山報告

(1944年3月22日現在)

斡旋申請		割當道名	割當郡名	郡ヨリノ 引受人員	出 発			到 着			採用 人員	摘 要
月日	人員				駅名	月日	人員	駅名	月日	人員		
(昭和) 18. 8.27	100	忠清南道	牙山郡	99	温陽 温泉	11 12	99	北方	11 14	98	98	門司港ヨリ列車ニテ輸送北方駅下車人員点呼セルニ三名不足ノ為メ早速北方駅長ヲ通じ各駅ニ連絡二名ハ佐賀線瀬高駅ニ於テ保護中ヲ勞務課員引卒帰曠他一名ハ遂ニ行衛不明ナリ

(註) 1 摘要欄ニハ募集状況，輸送途中ノ事故等ヲ可成詳細ニ記入ノコト

2 本報告ハ旅費計算ニ必要ニ付採用決定後三日以内ニ作成発送ノコト

資料：資料A-b-32-71より。

西杵炭鉱の朝鮮人労働者の割合は12.4%であるが、傷病率は30%に達している。要するに西杵炭鉱の移入朝鮮人労働者は97名の労働者が坑内夫として、1943年12月の1ヶ月だけでも108件の「傷病」の状態働いていた。

2) 西杵炭鉱における「朝鮮人労働者移入」

まず【表10】を通じて、1943年11月14日の朝鮮人労働者の着山報告をみたい。西杵炭鉱は1943年8月27日、100名の朝鮮人労働者を斡旋申請している。割当地区は忠清南道の牙山郡である。99名の朝鮮人労働者が1943年11月12日温陽温泉駅を出発して、斡旋申請から約2ヶ月半かけて、同14日佐賀県の北方駅に到着した。到着及び採用人員は98名であるが、それは表の摘要欄に書いているように、門司港より列車で移動、目的地の北方駅に下車して人員点検の結果3名が不足、彼らは逃走者でそのうち2名は佐賀線の瀬高駅で発見、1名は行方不明になった。このように最初の移動中から逃走者が発生したことをみても、その当時の朝鮮人移入政策がどのようなものであったかが窺え

1940年代、日本石炭産業の労働事情と「朝鮮人労働者移入」の事例

る。

このように着いた西杵炭鉱の第1次移入労働者の状態をもっと具体的に見るために、1943年12月末の西杵炭鉱の「労働者教育程度調」、「労働者本籍調」、「従業員住宅調」、「従業員解雇者帰趨調」について検討してみたい。

まず【表11】の「労働者教育程度調」

【表11】 労働者の教育程度

(1943年12月末現在)

(単位：人)

区 分	日本人	朝鮮人
国民学校卒業以上	609	13
不 就 学 者	8	84
合 計	617	97

資料：資料A-b-33「労働者教育程度」より再作成。

【表12】 労働者本籍地状況

(昭和18年12月末日現在調)

(単位：名)

地方別	区別		労働者	地方別	区別		労働者	地方別	区別		労働者				
	県	別			県	別			県	別					
北 海 道	奥 羽	青 森 県	1	中 部	福 井 県	近 畿	2	九 州	宮 崎 県	19					
												三 重 県		鹿 児 島 県	43
												滋 賀 県	2	沖 繩 県	1
												京 都 府	1	台 湾	1
												大 阪 府	2	樺 太	
												兵 庫 県		慶 尚 南 道	
												奈 良 県		慶 尚 北 道	
												和 歌 山 県	2	全 羅 南 道	
												鳥 取 県		全 羅 北 道	
												島 根 県	3	忠 清 南 道	97
関 東	東	栃 木 県	1	中 国	岡 山 県	四 国	5	朝 鮮	忠 清 北 道						
												広 島 県	12	京 畿 道	
												山 口 県	4	江 原 道	
												徳 島 県	9	黄 海 道	
												香 川 県	13	平 安 南 道	
												愛 媛 県	20	平 安 北 道	
												高 知 県	3	咸 鏡 南 道	
												福 岡 県	52	咸 鏡 北 道	
												佐 賀 県	407(49)		
												長 崎 県	68		
中 部	部	山 梨 県	1	九 州	熊 本 県	大 分 県	19		計	833					
												富 山 県	1		
												石 川 県	2		

資料：資料A-b-33「労働者本籍地調」より。

を通じて、移入朝鮮人労働者の教育程度を見よう。つまり移入朝鮮人労働者の97名のうち国民学校の初等科の卒業および中退者は13名だけで、また不就学者は84名で、約87%が不就学者である。反面、日本人労働者はその割合が98.7%で、大部分が国民学校以上の教育を受けている。これによって、移入朝鮮人労働者は国民学校教育も受けたことがない単純労働者であったことがわかる。

次に〔表12〕を通じて、労働者の本籍を見よう。西杵炭鉱は1943年11月97名の朝鮮人労働者を受け入れているが、全員が忠清南道の出身である。このように朝鮮人労働者の全員が同じ道の出身なのは、その当時の「朝鮮人労働

〔表13〕 従業員住宅状況

(昭和18年12月末日現在調)

労働者											
社 宅						合 宿 所					
室数別	棟数	戸数	畳数	現在収容戸数	空 家		室数別	棟数	畳数	現在収容人員	収容余力
					戸数	畳数					
2	73	35.175	335	335	—	—	17	1	132	45	88 ^人
							12	1	92	46	61
							15	1	120	55	80
							10	1	120	97	—
2	2	10	105	S (19. 2. 29)							
職 員											
社 宅						合 宿 所					
室数別	戸数	畳数	現在収容戸数	空 家		室数別	棟数	畳数	現在収容人員	収容余力	備 考
				戸数	畳数						
8	1	53.5	1	—	—	12	1	72	15	48 ^人	
6	1	33.0	1								
7	3	111.0	3								
5	7	132.5	—								
4	18	365.0	18								
3	4	66.0	4								新築中

注) 1. () ハ竣工予定日ヲ云フ

2. 合宿所ノ収容余力ハ一人ニ付キ一畳半トシテ算出スルコト

資料：資料A-b-33「従業員住宅調」より。

1940年代、日本石炭産業の労働事情と「朝鮮人労働者移入」の事例
 者移入」が一地域での「集団移入」であったことが窺知される。

一方、日本人労働者を出身地域別にみると、九州出身が649名で⁴⁾、日本人労働者全体の78%を占めている。そのうち佐賀県の出身者が49%を占めて、全体的に半分の労働者が地元の労働者で構成されている。また本籍地が台湾になっている労働者も1名いて注目される。

次には〔表13〕を通じて、従業員の住宅状況について見よう。これを見ると、まず労働者と職員とを区分し、またそれぞれ社宅と合宿所にわけている。労働者、職員何れにしても、社宅は家族世帯主で、合宿所は独身者の住宅である。ここで朝鮮人移入労働者を考えて見ると、10個の部屋で構成される一つの独立棟に居住し、全体120畳で、一人当たり畳数は1.24畳である。つまり一つの部屋は12畳で、結局移入朝鮮人労働者は12畳の1部屋に10名程度が住んでいる。ここで注目される点は、移入朝鮮人だけの独立棟があって、一般日本人労働者からも隔離されたのである。

最後に〔表14〕の「従業員解雇者帰趨調」を通じて、1943年8月から12月

〔表14〕 従業員解雇者帰趨状況 (昭和18年12月末日現在調)
 (単位：名)

種別 帰趨調	労働者								職員						
	日本人一般		短期	朝鮮人		外国人	計			坑内	坑外		計		
	男	女		男	女		男	女	計		男	女	男	女	計
同種鉱山三 転職セル者											4		4		4
他種鉱山二 転職セル者															
帰農セル者	16		112					128	128						
其他二 転職セル者	42							42	42		1		1		1
未従業者															
逃走	29			2				31	31						
不就業除籍	31							31	31						
死亡															
其他	32	15						32	15	47					
計	152	15	112	2				264	15	274			5	5	10

註) 1. 短期トハ勤労報国際並ニ季節労働者ヲ云フ
 2. 未従業者トハ退職後転職セルモノノ職名判明セザルモノヲ云フ
 3. 協力令ニヨル勤労報国際ハ含マザルコト
 4. 提出期日
 自1月31日至6月30日ノモノハ7月31日 } 迄ニ統制会本部ニ必着スル様
 自7月1日至12月31日ノモノハ1月31日 } 支部經由ノ上提出ノコト
 資料：資料A-b-33「従業員解雇者帰趨調」より。

末にかけて、西杵炭鉱の労働力事情がわかる。まず職員4名が他の鉱山に転職をしている。帰農者は日本人の一般労働者16名の他に、短期労働者の112名が帰農して、当時農閑期の余剰労働力を使用してきた西杵炭鉱の場合も労働力の不足がよく見られる。また日本人一般労働者のうち、不就業除籍者が31名、逃走者が29名である。日本人の一般労働者の逃走者が29名みられるのは、注目すべきであるが、朝鮮人移入労働者のうち逃走者はただ2名で、全体97名の朝鮮人労働者の2%に当たる。ここでこのように朝鮮人労働者の逃走率が低いのは、独立家屋での管理などひどい逃走防止策の結果だと思われる。

結局、全体的に見れば、労働者の274名が色々の理由で解雇されていて、その当時の西杵炭鉱の労働力事情がうかがえる。

つづいて1944年4月9日には西杵炭鉱の第2次移入朝鮮人労働者が着山する。[表15]の「着山報告」を検討してみたい。

西杵炭鉱は1944年2月22日、100名の朝鮮人労働者の「斡旋」を申請し、厚生省から50名の移入の割当を受けた。割当地域は忠清南道の天安郡で、郡より40名の人員を引き受けた。彼らは同4月6日天安駅を出発、斡旋申請から1が月半がかけて同4月9日福岡に到着した。

[表15] 朝鮮人労働者着山報告

(1944年4月1日現在)

斡旋申請			割当道名	割当郡名	郡 引 受 人 数	出 発			到 着			採 用 人 員	摘 要
月日	人員	厚生省 四期割当				駅名	月日	人員	駅名	月日	人員		
2月 22日	100 人	50 人	忠清南道	天安郡	40	天安 駅	4.6	40	北方 駅	4月 9日	40 人	40 人	1. 4月7日乗 船予定ナリ シモ荒天缺 船ノタメ釜 山一泊セリ 2. 関釜連絡船 ニテ渡船ノ 処博釜連絡 船ニテ福岡 上陸セリ

資料：資料A-b-32-98より。

1940年代、日本石炭産業の労働事情と「朝鮮人労働者移入」の事例

〔表16〕 労働者充足予定表

計	三月	二月	一月	正月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	月別		月 末 在 籍 人 員
												雇 入	解 雇	
一八五	四〇	三〇	二〇	三〇	三五	二六五	五〇	五〇	四〇	四〇	四五	雇 入	解 雇	月 末 在 籍 人 員
一一五	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇	一四〇	二〇	二〇	二五	二五	三〇	雇 入	解 雇	月 末 在 籍 人 員
八六三	八九〇	八七〇	八六〇	八六〇	八五〇	七六七	八〇〇	七七〇	七五〇	七三五	七二〇	雇 入	解 雇	月 末 在 籍 人 員
四〇〇			二〇〇	一〇〇	一〇〇	三〇〇	一〇〇		一〇〇		一〇〇	雇 入	解 雇	月 末 在 籍 人 員
四〇〇	二〇〇		一〇〇		一〇〇	三六九	一〇〇	一〇〇		一〇〇	六九	雇 入	解 雇	月 末 在 籍 人 員
一〇〇		二〇〇	二〇〇	一〇〇	一〇〇	五〇	一〇〇		一〇〇		一〇〇	雇 入	解 雇	月 末 在 籍 人 員
二〇〇	一〇〇			一〇〇		二〇〇	一〇〇		五〇		五〇	雇 入	解 雇	月 末 在 籍 人 員
六〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	四〇	七	七	七	七	五	雇 入	解 雇	月 末 在 籍 人 員
三〇三	三九五	三〇五	三一五	三二五	二四五	一七五	二五五	一六二	一七六	一三三	一四〇	雇 入	解 雇	月 末 在 籍 人 員
七八五	一四〇	三〇	二二〇	二三〇	一三五	七六五	一五〇	一五〇	四〇	一九〇	四〇	雇 入	解 雇	月 末 在 籍 人 員
五八五	二三〇	三〇	一三〇	三〇	三〇	五四九	一二七	二七	一二七	三二	一九三	雇 入	解 雇	月 末 在 籍 人 員
一、三六	一、二八	一、二七	一、二五	一、二五	一、二五	九九〇	一、〇五	一、〇三	九五九	一、〇六	八六八	雇 入	解 雇	月 末 在 籍 人 員

資料：資料A—b—32—128より。

周知のように、このような労働者の動員のためにはそのまえに色々な段階の手続が必要であるが、ここでは朝鮮人労働者の移入を中心に検討してみたい。つまり次の「労働者充足予定表」,「朝鮮人労働者集団移入所要数」を検討する。

まず次の「労働者充足予定表」を見よう（〔表16〕）。これは1944年4月から1945年3月までの1年間、すなわち1944年4月から1944年9月までの前記及び1944年10月から1945年3月までの後期の西杵炭鉱の労働者充足予定表である。

前記の雇入予定は、日本人が265名、勤労報国隊が300名、朝鮮人が200名で計765名であるが、同期解雇者は549名である。また後期の雇入予定は785名であるが、解雇は585名で、前記と大体同じ傾向が見られる。

ここで特徴的なことを朝鮮人を中心にとみると、非常に低い解雇率で、最初から移動の制限に基づいた「集団的な強制連行、強制労働」の一面が窺える。このような労働者の所要人員の把握に基して宿舎収容力について⁵⁾、「宿舎収容力ハ応急措置トシテ社宅一戸二人ノ割」、「单身寮ハ畳一枚に付一人ノ割ニテ計上セリ」としている。

以上で1944年度の労働者所要人員表、労働者充足予定表について検討してみたが次には朝鮮人労働者と関連して、1944年4月の「朝鮮人労働者集団移入所要数」をみよう。この〔表17〕は1944年1月25日作成され、石炭統制会の本部に提出されたものである。

これによると、西杵炭鉱は朝鮮人労働者100名の「新規移入」を希望している。「移入所要ノ理由」は、日本内の農村からのいわば「供出砒員」の「給源」が「食糧増産ノ見地ヨリ枯渇化」しているので、充足は「朝鮮人労働者及勤報隊ヲ以テ増産シ割当炭ヲ確保セントスル」としている。「斡旋希望地域」は、第1希望が忠清南道の牙山、太（大）田、斜川郡の地域、第2希望地域は忠清北道の報恩、沃川、忠洲（州）郡の地域、第3希望地域は京畿道の平沢、麗洲（州）、水原郡である。ここで第1希望地域を牙山としているのは、1943年11月に受け入れた第1回の98人が、会社にとって「良好」だったことを示しているのではなかろうかと思われる。

つづいて「宿舎及訓練使節概要」を検討してみよう。宿舎は1944年3月まで完成を目的に、収容可能人員100名のを新築中である。特に注目されるのは「指導員組織並ニ訓練ノ概要」で、それを要約してみると、次のとおりである。すなわち①5～10名を1組にして組長を置く、②2組を1班にして班長を置く、③5班を1隊にして隊長を置くいわば「隊組織」で、④隊長は朝鮮

1940年代、日本石炭産業の労働事情と「朝鮮人労働者移入」の事例

【表17】 朝鮮人労働者「集団移入」所要数

(1944年1月25日)

本期移入計画	月 別							計
	雇入別		4月	月	月	月	月	
	増員ノタメノ新規移入希望者数		100					
	補充希望数	期間・満了・帰郷	1					1
		其他	1					1
	計		100					100
月末 予想・在籍	前期末在籍		132					132
	三月中旬新規50名移入							
期間延長見込数								
移入所要ノ理由			当磁ハ昭和13年5月事業ニ着手坑内外諸施設ノ整備ト作業場拡張ニ伴ヒ鉱員増員ニ関シテハ関係関庁ト緊密ナル連絡ヲ保テ極力充足ニ邁進シ米レ共農村ヨリノ供出礦員ヲ第一供源地トシテ獲得シ居リタルモ其ノ給源ハ食料増産ノ見地ヨリ枯渴化シ18年11月14日第1回移入朝鮮労働者99名入山シ訓練中ニシテ昭和19年度ハ上期70,000疋下期90,000疋ニシテ所要平均月別労働者1,000名ヲ必要トシ此レガ急速ナル充足ハ朝鮮人労働者及勤報隊ヲ以テ増員シ割当出炭ヲ確保セントスルモノナリ					
斡旋希望地域			第1希望 忠清南道 1. 牙山郡 2. 太田郡 3. 斜川郡 第2希望 忠清北道 1. 報恩郡 2. 沃川郡 3. 忠州郡 第3希望 京畿道 1. 平沢郡 2. 麗洲郡 3. 水原郡					
宿舎及訓練施設概要			1. 宿舎ハ目下新築中ニシテ三月迄ニハ完成ノ予定(収容可能人員100名) 2. 指導員組織並ニ訓練ノ概要 5名乃至10名ヲ1組トシ組長ヲ置キ2組ヲ1班トシ班長ヲ置ク。五班ヲ以テ1隊トナシ隊長ヲ置キ作業及生活各班ニ互リ指導者誘渡並ニ連絡ニ当ラム各隊ニ指導者トシテ朝鮮語ヲ解ス専務労働課員ヲ充テ隊員ヲ指導スルト共ニ隊員ニ隊シ入山後6カ月間ノ訓練期間ヲ設ケ皇民生活就業予備訓練体操遊戯等ヲ指導シ心身ヲ鍛練スルノ外保安並ニ技術ニ関スル実務ノ練習入坑中ノ注意事項坑内必要語ノ教授ヲ毎日2時間当訓練ス					

- 註) 1. 新規移入希望数ハ出炭計畫又ハ新事業等ノタメ労働者ヲ増加スル必要数ヲ記入ノコト
 2. 補充希望数ハ新規移入希望数以外ノ期間満了帰郷及其他ノ数ヲ記入ノコト
 3. 其他欄ハ事故帰郷、転出、逃亡、死亡等ヲ記入ノコト
 4. 移入所要ノ理由ハ増産新規事業又ハ減耗ノ為メナリト云フガ如キ理由ヲ具體的ニ記入ノコト
 5. 斡旋希望地域ニハ希望ノ道ヲ記入ノコト
 6. 宿舎及訓練施設概要ハ月別収容余力、新築竣工予定又ハ訓練ノ概要等詳細ニ記入ノコト
 7. 提出期日

上期 1月31日迄 }
 上期 7月31日迄 } 統制會本部ニ必着スル様支那經由ノ上提出ノコト

資料：資料A-b-33「朝鮮人労働者集団移入所要数報告」より。

[表18] 労務動員に関する調査表

調査事項 月別	19 年 度 上 期								18 年 度 上 期				
	出炭 目標	一人 一日 当能率	稼 働 率	所要 在籍 平均人員		住宅 収容力 推定			出炭 実績	一人 一日 当能率	稼 働 率	月 末 現 在 数	
				三月 末推 定	775	日 本 人	朝 鮮 人	社 宅					計
4 月	12,260	12,926	.87	950	378	150	341	869	8,813	13,676	.85	650	
5	13,400	14,105	.86	950	378	150	341	869	10,230	15,147	.83	682	
6	12,830	13,505	.86	950	378	150	366	894	8,013	11,729	.83	689	
7	13,340	14,042	.87	950	378	150	366	894	10,421	15,174	.85	697	
8	11,830	12,452	.87	950	378	150	366	894	10,119	14,401	.85	731	
9	13,340	14,042	.87	950	378	250	391	1,219	11,541	15,957	.85	729	
上期計 又ハ平均	77,000	13,507	.87	950	378	166	362	906	59,137	14,732	.84	696	

備考：1944年3月7日現在通勤者211名あり

資料：資料A - b - 32 - 63より。

語を解す専員の労務課員にして労務者の作業及び生活を指導，⑤入山後6ヶ月の訓練期間，⑥訓練は皇民，生活，就業予備，体操及び遊戯，保安，技術，言語訓練などで，毎日2時間するとしている。

以上労働者の動員のための準備過程をみてきたが，次の[表18]をみて，その事情がよくわかる。

つまりこれは「労務動員」に関する調査表で，朝鮮人労働者移入と関連して，住宅収容力の推定などがあって注目される。すなわち1944年4月の住宅収容力の提高，労務動員を通じる労働力の確保，朝鮮人労働者の動員などの当時の事情が注目される。

次にこのように動員された朝鮮人労働者の1944年12月8日現在の労務現況を検討してみたい（[表19]）。

1944年12月8日現在，移入朝鮮人労働者は149名が91%の稼働率で働いていて，「会社の転換鉱夫」，すなわち転勤鉱夫の稼働率が96%であるが，それを除いたら平均を上回っている。また注目されるのは労働者の構成で，一般及び会社の「挺身隊」，北海道及び会社の「転換鉱夫」，学生，その他の天理

1940年代、日本石炭産業の労働事情と「朝鮮人労働者移入」の事例

〔表19〕 1944年11月末現在の労務状況

(1944年12月8日現在)

区 分	日本人	朝鮮人	勤労報 国 隊	挺 身		転 換		学 生	其ノ他 (天理)	計
				一般	会社	北海道	会社			
在籍人員	636	149	—	92	28	29	83	100	81	1198
稼働率	85	91	—	70	88	89	96	86	76	85
移働率	7.8	—	—	10.8	—	34	12	10	—	7.5
能 率										9.8

備考：1. 1944年10月末現在の坑内外単身者(合宿居住者)数は431名
 2. 11月上旬の出炭実績は4,590吨, 11月下旬の出炭実績は6,650吨で,
 12月上旬の出炭予定は7,000吨, 12月下旬の出炭予定は8,000吨。
 資料：資料A-b-32-258より。

〔表20〕 在籍 鉱 員 数

(昭和20, 3, 31現在)

区 分 炭 砒 名	日本人長期 労 務 者	朝 鮮 人	勤報隊員及び 短期労務者	俘 虜	計
赤 池 (明治を含む)	3,394 ^名	1,969 ^名	571 ^名	— ^名	5,934 ^名
豊 国	1,293	506	177	—	1,976
平 山	935	740	39	197	1,911
高 田	831	530	361	—	1,722
西 杵	869	135	89	—	1,093
立 山	228	315	62	—	605
昭 和	515	584	64	195	1,358
庶 路	272	5	66	—	343
上 芦 別	183	80	—	—	263
計	8,520 (56.0%)	4,864 (31.9%)	1,429 (9.4%)	392 (2.7%)	15,205 (100%)

資料：明治鉱業株式会社社史編纂委員会『社史』(明治鉱業株式会社, 昭和32年), 175頁より。

教の関係者が動員されている。移入朝鮮人労働者を含めて新しく動員された労働者はほとんどが単身で、1944年10月末の坑内外の単身合宿居住者は431名に至っている。このような労働動員の結果、西杵炭砒の出炭実績及び予定は例えば1944年11月上旬の出炭実績4,590トンが下旬には6,650トンに延びて、12月上旬の出炭予定7,000トンが下旬には8,000トンに増加している。

以上検討してきたように西杵炭砒は、1943年から1944年にかけて138名の朝鮮人労働者を「集団移入」している。それは明治鉱業(株)の社史からの〔表20〕

の結果（135人）とも大体一致している。

他に西杵炭鉱の「朝鮮人労働者移入」については次の資料がある⁹⁾。これは1944年11月19日調の石炭統制会から西杵炭鉱宛の「徴用朝鮮人」労働者の12月分道割当についての公文書である。

石炭統制会九州支部

権者会員炭砒
各石炭統制組合 御中

内地移入徴用朝鮮人労働者十二月分道割当決定其ノ他ニ関スル件
首題ノ件ニ関シ十一月十四日朝鮮人総督府ニ於テ貴砒（貴組合炭砒）分
道割当左（下一引用者）記ノ通決定致候間御了知相成度此段及御通知致
也

尚朝鮮人労働者ノ送出ニ付テハ曩ニ引率者ノ中一部ハ労働者ノ郡出発直
前迄ニ引率者ヲ現地ニ派遣相成様御通知致置候処本会京城出張所ヨリ諸
種ノ実情ニ鑑ミ徴用者ニ対スル引率者ハ今後乗船地迄出頭スル事ニ変更
相成候趣申越有之候ニ付御諒承相成度候

追而徴用者ニ対スル引率者ノ派遣ハ割当人員一〇〇名ニ付三名ノ割ニ
テ乗船日ノ三日以前迄ニ乗船地ニ到着スル様当支部ニテ不取敢左（下
一引用者）記ノ通計画ノ上東亜交通公社ニ船席申込致置候ニ付規定様
式ニ依リ船席申込書一通当支部宛折返御送付申成致併而御願申上候

記

一、朝鮮人労働者道割当計画（全南割当分ハ麗水。其ノ他ノ道ニハ釜山
渡シトス）

炭砒名	乗船予定日	割当道名	人員
西杵	一五日	全北	一〇〇

一、引率者渡鮮ノ員数及時期

炭砒名	出発ノ時期	員数
西杵	一二日	三

つまり西杵炭鉱の場合、1944年12月分の「徴用朝鮮人」労働者の道割当が
決定されて、同年12月15日全羅北道から100名の労働者を徴用するようになっ
て、「徴用朝鮮人」労働者の引率者3名は出発前まで乗船地の釜山までいくよ

1940年代、日本石炭産業の労働事情と「朝鮮人労働者移入」の事例

うになる。しかしこの「徴用朝鮮人」労働者が西杵炭鉱に着いたかについては確実な資料がなく、結局佐賀県の西杵炭鉱は、前述したように1943年11月、1944年4月の2回にかけて138名の朝鮮人労働者を「集団移入」したとしかいえないと思われる。

- 1) 明治鉱業株式会社史編纂委員会『社史』(明治鉱業株式会社, 昭和三十二年), 150-151頁。また本稿の分析の中心時期の1944年には、出炭量が145,203トンで、1935年の開坑から1956年の閉坑までにかけて、1955年の160,700トンを除いたら最高水準で、在籍鉱員をみても坑内821名、坑外383名、合計1,204名の最高水準であった。
- 2) 資料A-b-33の「労務半年報」より。
- 3) ここの「既往半島人」は、注)には「既往半島人」と書いているし、文献によって混用されているが格別の違いはない。むしろ注目すべきことは1939年からの「移入朝鮮人労働者」とその前の「既往朝鮮人」とは厳格な区別があつて、労働条件などにおいても格差があつたのである。いわば日本帝国主義の巧妙な「同胞管理」ともいえる。
- 4) ここで九州には沖縄もふくまれている。
- 5) 資料A-b-32-128より。
- 6) 資料A-b-32-246より。

IV むすびにかえて

以上で我々は佐賀県西杵炭鉱の戦前の経営庶務資料を中心として、1940年代の石炭産業の労働事情および佐賀県の西杵炭鉱における「朝鮮人労働者集団移入」の事例について試論的に分析してきた。

1940年代の日本石炭産業の労働事情を、朝鮮人労働者の移入と関連させていえば、「朝鮮人労働者の移入経費の上昇」、「契約満期者の帰鮮」等の現状は、朝鮮内の相対的過剰人口の枯渇との相互作用によって、それまで朝鮮人労働者の移入を中心としてきた労働者の充足をいっそう難しくした。

このような状況の対策として、給与増額の検討、日曜日廃止、労務対策の刷新などの労働強化、移入朝鮮人に対する家族手当の支給の検討、満期者に対する「定着の勧奨」等が論議された。要するに日曜日廃止、労務対策の強化などを中心とする労働強化、強制定着の状況で、給与増額及び家族手当の

支給の検討は名目にとどまっていたのはいうまでもなからう。特に朝鮮人労働者の移入史のなかでもっと重要なこととして、朝鮮人労働者移入政策がそれまでの「官斡旋」方式から「徴用」方式へ変化していく。

本稿の中心分析時期の1944年に西杵炭鉱は出炭量が145,203トンで、1935年の開坑から1956年の閉坑までにかけて、1955年の160,700トンを除いたら最高の水準で、在籍鉱員をみても坑内821名、坑外383名、合計1,204名の最高の水準であった。そのために一般労働者、勤労報国隊の外にも、一般及び会社の「挺身隊」、北海道及び会社の「転換鉱夫」、学生、天理教の関係者、「朝鮮人移入労働者」を使用していた。

そのうち朝鮮人労働者については、1943年から1944年にかけて2回、「移入」している。移入朝鮮人労働者の数は社史、自社の経営資料のいずれによっても138人にいたっているのがわかった。

最後に以上のような検討事項の確認の上で、今後の課題について若干言及しておきたい。

佐賀県における「朝鮮人強制連行者」についても、1万人を超えすといわれている。これについては、近頃佐賀県『石炭史』の発行、強制連行されて犠牲になった無縁故者についての調査などが行われたが、基礎調査、実体説明などについてはほとんどされていない。本稿がこれからの作業に少しでも役に立ったら幸いである。

(1992年1月16日成稿)

<付記>1990年10月から1992年3月までの日本での留学中の拙稿は次のとおりである。

- ①「19世紀アイルランド人移民の社会経済的背景について——日本における研究史の検討を中心として——」(佐賀大学『経済論集』第24巻第2号, 1991年7月)
- ②「国際労働力移動と外国人労働者問題について——「植民地下朝鮮人労働力移動」の歴史的位置づけのための前提作業——」(久留米大学『産業経済研究』, 1991年8月投稿)
- ③「戦前、日本石炭産業における「朝鮮人労働者移入」の経過——1940年(昭和15年)「肥筑石炭鉱業会」の資料を中心として——」(佐賀大学『経済論集』第24巻第四号, 1991年11月)
- ④「1940年、日本石炭産業における労働問題と「朝鮮人労働者移入」——「石炭鉱業联合会」の「労務担当者会議々事録」の分析を中心として——」(佐賀大学『経済論集』第24巻第6号, 1991年11月15日成稿)

1940年代，日本石炭産業の労働事情と「朝鮮人労働者移入」の事例

- ⑤「1940年代，日本石炭産業の労働事情と「朝鮮人労働者移入」の事例——佐賀県の西杵炭鉱を中心として——」（佐賀大学『経済論集』1992年1月16日成稿）
- ⑥「戦前，佐賀県における朝鮮人労働者の「強制連行・強制労働」——試論的アプローチとして——」（佐賀大学『地域経済センター年報』第3号，1992年3月見込）。

また1年半の留学期間中，方々にいろいろお世話になって誠に感謝申し上げます。特に長野暹，前川雅夫，坪内安衛先生諸位にいろいろご指導を頂いて心からお礼を申し上げます。日本への留学の機会を開いて頂いた韓国の全南大学の朴光淳先生にも重ねて感謝申し上げます。 (金旻榮)